

2025年8月29日

各位

不動産投資信託証券発行者名 東京都中央区日本橋兜町5番1号 平和不動産リート投資法人 代表者名 執 行 役 員 本 村 彩 (コード番号:8966)

#### 資産運用会社名

平和不動産アセットマネジメント株式会社 代表者名 代表取締役 社長執行役員 平 野 正 則 問合せ先 企画財務部長 川 崎 菜穂美 (TEL, 03-3669-8771)

## 資産運用会社の社内規則である「運用ガイドライン」の変更に関するお知らせ

平和不動産リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する平和不動産アセットマネジメント株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)は、2025年7月16日に開催された取締役会において決議された本資産運用会社の社内規則である「平和不動産リート投資法人運用ガイドライン」(以下「運用ガイドライン」といいます。)の変更について、本日開催された投資主総会の第1号議案(規約一部変更の件)の決議をもって2025年8月29日付で変更することを決定しましたので、お知らせ致します。

記

#### 1. 変更の理由

利益相反行為の防止をさらに強化する観点から、利害関係者の範囲を資産運用会社のすべての株主及び資産運用会社の役員等を含むよう拡充するものです。

## 2. 変更の内容

主な変更箇所は以下の通りです。(変更箇所は下線の部分です。)

変更前

### XI. ガバナンス

- 1. 当社組織
- (1)~(3) (記載省略)
- (4) コンプライアンス委員会

当社には、取締役会管轄の組織であるコンプライアンス委員会が設置されており、その概要は以下のとおりである。

委員	(記載省略)
主な審議内容	・定款、規則等の新設・改廃における法令遵守状況 ・運用資産の運用管理に係る方針・計画等の策定および変更における法令遵守状況
	・運用資産の取得・売却の実行プロセスにおける法令遵守状況等

	・業務一般における法令遵守状況
	・投信法および金商法上定義されている利害関係人等、当社の総株主の議決権の 100 分
	の 10 超の議決権を保有している会社等、かかる会社等がその総株主等の議決権の 100
	分の50超の議決権を保有している会社等ならびにこれらの者がその資産の運用・管理
	に関して助言等を行っている会社等(以下「利害関係者」という。)との取引の有無お
	よび妥当性
審議方法等	(記載省略)

#### 2.~3. (記載省略)

- 4. 利害関係者との取引制限
- (1) 利害関係者の範囲は、投信法第201条第1項、同施行令第123条、金商法第31条の4第3項および第4項、同施行令第15条の16並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第33条および第34条で定める利害関係人等に加え、当社の利益相反行為防止規程(以下「利益相反行為防止規程」という。)で定めるところの<u>総株主の議決権の10%を超えて議決権を保有している会社等、かかる会社等</u>がその総株主等の議決権の50%を超えて議決権を保有している会社等ならびにこれらの者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等とする。
- (2)~(4) (記載省略)

変更後

### XI. ガバナンス

- 1. 当社組織
- (1)~(3) (現行通り)
- (4) コンプライアンス委員会

当社には、取締役会管轄の組織であるコンプライアンス委員会が設置されており、その概要は以下のとおりである。

委員	(現行通り)
主な審議内容	・定款、規則等の新設・改廃における法令遵守状況 ・運用資産の運用管理に係る方針・計画等の策定および変更における法令遵守状況 ・運用資産の取得・売却の実行プロセスにおける法令遵守状況等 ・業務一般における法令遵守状況 ・投信法および金商法上定義されている利害関係人等、当社の <u>株主及び役員、当社の株主及び役員</u> がその総株主等の議決権の100分の50超の議決権を保有している会社等ならびにこれらの者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等(以下「利害関係者」という。)との取引の有無および妥当性
審議方法等	(現行通り)

- 2.~3. (現行通り)
- 4. 利害関係者との取引制限
- (1) 利害関係者の範囲は、投信法第201条第1項、同施行令第123条、金商法第31条の4第3項および第4項、同施行令第15条の16並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第33条および第34条で定める利害関係人等に加え、当社の利益相反行為防止規程(以下「利益相反行為防止規程」という。)で定めるところの当社の株主及び役員、当社の株主及び役員がその総株主等の議決権の50%を超えて議決権を保有している会社等ならびにこれらの者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等とする。
- (2)~(4) (現行通り)

# 3. 今後の見通し

運用ガイドラインの変更による本投資法人の運用状況への影響はありません。

以 上

\* 本投資法人のホームページアドレス : <u>https://www.heiwa-re.co.jp/</u>